

名張市地域防災計画の主要改定事項について (参考資料)

なばりの未来創造部
危機管理室

市立（市民）病院を地方独立行政法人化した他自治体の事例

区分	自治体名	地方独立行政法人化後の市民（市立）病院の位置づけ	市の災害対策組織としての存否
関係機関の一つとしての位置づけ	桑名市 桑名市民病院	関係機関の1つとして位置づけ、県指定の指定地方公共機関	否
	たつの市 たつの市民病院	関係機関の1つとして位置づけ	否
	大津市 大津市民病院	関係機関の1つとして位置づけ、県指定の災害拠点病院	否
独自の位置づけを規定	明石市 明石市民病院	兵庫県では、県が指定する災害拠点病院に準じた機能を担う病院として、各市が独自に「災害対応病院」に指定しており、独法化後もその指定を継続しています。	否
	加古川市 加古川中央市民病院		否 市と応援協定締結

市災害対策本部に係る法令（災害対策基本法）

・（市町村災害対策本部）第二十三条の二

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、
当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうち
 から、当該市町村の市町村長が任命する。

○ 地方独立行政法人化後は市の組織・職員ではなくなるため、災害対策本部組織・本部員として留めておくことは難しい一方で、地方独立行政法人化後の市民（市立）病院を市独自の位置づけとしたり、市との応援協定の締結により連携強化を図る事例も一部で見られます。

地方独立行政法人化後の名張市立病院との連携について

○ 災害時の連携

- ・ 災害対策基本法の規定により、法人の職員を災害対策本部の本部員と位置付けることは難しいもののオブザーバーとして災害対策本部員会議へのリモート参加を求め、情報共有を図ることとしました。
- ・ 加古川市の事例を参考に、法人移行後も、引き続き緊密な連携体制を確保するため、別途協定を締結することとしました。
- ・ 地方独立行政法人化後は、福祉子ども部が窓口となり災害時医療について、引き続き市立病院と連携します。

○ その他の連携

- ・ 名張市消防と地方独立行政法人化の市立病院による合同訓練の実施
これまで通り、総合防災訓練または別に定める時期において、多数の傷病者が発生したという想定などにおける対応訓練を実施します。将来的には、本訓練に医師会との連携を含めます。
- ・ 名張市防災会議委員として、防災会議に参加し、名張市地域防災計画の改定等に関与
(これまで、副院長等が市職員枠の委員でしたが、独立法人化後は新たに適任者を委員として委嘱します。)
- ・ 名張市国民保護協議会委員として、名張市国民保護協議会に参加し、名張市国民保護計画の改定等に関与
(これまで、委員として委嘱していませんでしたが、ミサイル攻撃等により大量の負傷者が発生する可能性があるため、新規に適任者を委員として委嘱します。)

- 本部員会議には、これまで通りリモートにより参加し、福祉子ども部が災害時医療の連携窓口となります。
- 令和7年10月1日付で、協定を締結して、引き続き緊密な連携を図ります。
- その他、平時の訓練等を通じた連携の強化に努めます。

主要改定点 1 「名張市立病院の地方独立行政法人化に伴う体制等の見直し」の一例 ②

市災害対策本部組織の見直し

名張市災害対策本部組織表

本部長	市長
副本部長	副市長

本部員
19名

市立病院長・教育長・統括監・総務部長・財政担当部長・地域環境部長・市民部長・福祉子ども部長・健康・子ども担当部長・保育・家庭担当部長・産業部長・都市整備部長・上下水道部長・市立病院副院長（医療職を除く。）・市立病院事務局長・教育次長・消防長・議会事務局長・環境衛生組合事務局長

部名	部長	班名及び構成	班長	所掌事務
各部共通				1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関すること。 2 所管に関する災害写真の取りまとめに関すること。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

災害時の医療・救護活動

第12節 医療・救護活動（共通）

第1項 防災目標

- り災者の生命、身体 の保護に当たっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの確な医療活動を行う。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。
- 南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した場合、市内の医療機関における対応力を上回る負傷者が発生することが想定されるため、効率的な医療・救護活動が必要となる。

第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院

第3項 対策

1 実施体制

市は、一般社団法人名賀医師会との災害救護活動協定に基づき、速やかに救護活動の要請を行う。医療救護班を中心として活動する他、DMAT（災害派遣医療チーム）の受入れ、派遣にも協力する。

改定内容（朱書き部分を削除または追記）

第3章 第1節 災害対策本部組織

市立病院長・教育長・なばりの未来創造部長・総務部長・公共施設マネジメント担当部長・行財政改革担当部長・地域環境部長・市民部長・福祉子ども部長・健康・子ども担当部長・保育・家庭担当部長・産業部長・都市整備部長・上下水道部長・**市立病院副院長（医療職を除く。）**・**市立病院事務局長**・教育次長・消防長・議会事務局長・環境衛生組合事務局長

・市立病院を市災害対策本部組織から分離

第3章 第12節 医療・救護活動（共通）

第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・消防本部・**市立病院**

第3項 対策

1 実施体制

市は、救護所の設置、救護班の編成、出動に関する社団法人名賀医師会との協定**及び地方独立行政法人名張市立病院との災害時における災害医療に関する協定**に基づく応急救護体制の強化を図る。

・協定について追記して、市と連携を図る旨を明記

主要改定点 2 「国の防災基本計画の改定等への整合」の一例

国・県の計画の改定の一例（朱書き部分を追記）

国の防災基本計画の改定箇所（R6. 6改定）

【指定避難所の運営管理等】

○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

県の地域防災計画の改定箇所（R7. 3改定）

【市町が実施する対策】

○ペット対策

市町は飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行避難者の受け入れ体制について検討する。を適切に受け入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。

改定内容（朱書き部分を追記）

第3章 第9節 避難対策行動（共通）

避難所におけるプライバシーの保護等避難者の生活環境に配慮し、良好な生活の確保に努める。

このため、各避難所に配備された発電機、照明器具、パーティション、簡易ベッドなどの備品の活用図るとともに、炊出しなどによる栄養バランスのとれた食事の提供や携帯トイレの活用による衛生環境の維持など必要な対策を講じるものとする。

- ・令和7年度簡易ベッド・携帯トイレ等の備品を配備予定

第2章 第12節 避難対策計画（共通）

12 ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行避難者の受入体制について検討整備するとともに、避難者のペット飼育状況について把握に努める。



- ・令和5年度モデル訓練により訓練実施要領を市民に周知
- ・令和7年度避難所用ペット備品の調達を予定

○本市計画の令和5年度改定以降における上位計画の改定に伴う整合を図りました。

主に能登半島地震の教訓を踏まえた避難所生活環境の改善に関する事項が新たに記述されています。

主要改定点 3 「名張市総合防災訓練における取組成果の反映等」の一例

総合防災訓練等の実施状況

災害対策本部運営訓練



通信ボランティアとの訓練



物資拠点訓練



防災ヘリとの訓練



改定内容(朱書き部分を追記)

第2章 第7節 市災害対策本部整備計画

- 1 市災害対策本部の施設・設備の整備・充実
災害対策活動の実情を踏まえ、活動に必要な設備の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、リモートでの会議の開催も検討するものとする。**離隔部局のリモートによる会議の参加、各部への会議のリアルタイム配信、業務用アプリケーションを活用等について考慮する。**

第2章 第9節 情報収集・連絡計画

- (3) 多様な情報収集手段の整備
迅速、的確な災害情報の収集・連絡のため被災現場情報の収集・連絡に当たる要員の指定するとともに、**防災訓練等を通じて**民間企業、報道機関、アマチュア無線局等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第2章 第6節 備蓄資材等の点検実施計画

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入れ・供給体制の構築を図るとともに**防災訓練等を通じて実効性の向上に努める。**

第2章 第8節 受援体制整備計画

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や警察及び消防関係機関、**防災ヘリコプター**等の応援要請が円滑に行えるよう情報連絡体制の充実、共同の防災訓練等を実施し、適切な役割分担が図れるように努める。

主要改定点 4 「その他、時点修正の必要な事項の修正」の一例

頁	改定内容（朱書き部分を追記）	改定理由
P 4 7	1 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び 体制の整備 三重県市町災害時応援協定等に基づき、 策定した 応援・受援に係る対策に必要な計画に 従い をあらかじめ策定し、必要な体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力と参加に努める。	令和5年度名張市受援計画の策定完了に伴い修正
P 4 9	特設公衆電話を指定避難所に設置する において活用する など、被災者とその家族間等との安否の確認が円滑にできるようにする。	令和5年度特設公衆電話設置工事完了に伴い修正
P 5 3	(1) 広報の手段 ウ 緊急速報メール、防災ほっとメール 市公式LINE	防災ほっとメールのサービス停止・公式LINE導入に伴う修正
P 5 4	6 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備 ・・・「名張市災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度」を推進する・・・	法令改正に伴う制度名の変更に伴う修正
P 6 4	(5) 治山事業 ・荒廃のおそれのある山地に対して山脚を固定して浸水 浸食 を防止するため・・・	表記の適正化
P 9 3	1 配備の伝達 勤務時間外において、災害対策本部長から配備指令が出せれた場合は、危機管理室より速やかに 市公式LINE ASK メール等で所属する災害対策本部要員等に伝達する。	ASKメールのサービス停止・公式LINE導入に伴う修正
P 9 4	(1) 本部員の動員 統括監 なばりの未来創造部長 は、総務部長及び各部長と協議して、各部の要員の確保に必要な措置をとるものとする。	組織名、職名の変更に伴う修正

各部局からの主要な改定意見

部局名	主要な改正意見
なばりの未来創造部	- 組織名称、職名等の変更に伴う時点修正、上位計画、関連法令の改正への整合 - 警戒宣言の廃止に伴う修正、防災ほっとメール、ASKメールサービス終了及び公式LINE導入に係る修正
総務部	- 庁内組織の変更に伴う市災害対策本部組織の変更 - 応急仮設住宅及び収容施設に係る業務について、管財班及び建築住宅班の役割区分の明確化
地域環境部	- 災害廃棄物処理に係る仮置き場、便乗ごみの廃棄防止及び生活ごみやし尿の処理などについて記述を充実 - 男女共同参画や性の多様性に係る記述の追記、在住外国人数など統計データの更新等
市民部	災害対策本部組織の各部の名称を「～部門」「～チーム」等、平時の部名と重複しない名称への変更を提案
福祉子ども部	- 市災害対策本部組織の変更 - 保育施設に係る発災後の対応に関する記述（園児等の安全確保、応急保育等）の充実
産業部	- 防災重点農業用ため池に関する表記の追記 - 激甚災害に係る財政援助措置に関する農林水産業に対する特別の助成に係る事項の追記等
都市整備部	応急仮設住宅及び収容施設に係る業務について、管財班及び建築住宅班の役割区分の明確化等
教育委員会	- 災害救助法改定に伴う被災した児童生徒の学用品に係る給与費用等の変更に伴う修正 - 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について県教育委員会の作成した手引きとの整合等
市立病院	独立法人化に伴い市災害対応組織からの分離、独立法人化後の市との連携に係る協定について明記等
上下水道部	- 災害時における県外からの応援に係る協定について明記 - 応急給水用装備品の変更に伴う修正等
消防本部	- 能登半島地震の教訓を踏まえ感震ブレーカーによる火災予防について追記 - 自己の能力を超える災害への対応のため緊急消防援助隊の応援要請について明記等